

**鳥取県告示第 472 号**

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業(元気な地域づくり交付金事業貝田地区農業用排水施設)について、平成 19 年 5 月 17 日同意したので、同法第 96 条の 2 第 7 項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄